

食の安全・安心に向けた取組について
(農産物安全課の事業)

(1) 食品表示等適正化推進事業

食品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、県民から募集した埼玉県食品表示調査員と連携し、調査等を行います。

(2) 農薬安全対策事業

農薬取締法に基づく適正な農薬使用を推進するため、農家等への指導を行うとともに、販売店の調査等を行います。

(3) 安全・安心農産物確保対策推進事業

福島第一原子力発電所の事故に係る農産物等への影響調査を行います。

※ 平成23年3月の事故後、平成23年度にお茶、平成24年度に天然ナマズ及び野生キノコ、平成25年度に野生キノコで基準値の超過がありましたが、平成26年度以降、現在まで基準値の超過はありません。

(4) S-GAP 取組拡大事業

安全安心な農産物の提供に寄与するため、農産物の生産工程に係る様々なリスクをなくすよう農家指導等を行います。